

現 場 説 明 書

- 1 工 事 名 福井県立大学永平寺キャンパス キャリアセンター移設工事
- 2 工事場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1
- 3 工事の施工について
工事の施工に関しては、次の点に配慮すること。
 - (1) 工程を計画するにあたり監督員と十分調整すること
 - (2) 下請業者を選定する場合には、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱によること。
 - (3) 県内産の材料、製品等について、積極的に使用するよう努力し、資材の発注についても地元を活用するよう努めること。
 - (4) 工事受注者の責において資材の運搬、工事車両の出入り、駐車場の利用につき関係者と十分調整すること。また、法令を順守して周辺道路や構内の交通安全に支障の無いよう努めること。
 - (5) 工事車両進入路等を含む工事において利用する範囲は適切に養生を行うとともに、工事終了後は現況復旧すること。
 - (6) 居ながら改修となるため施設利用者に十分配慮し、騒音、振動、粉じんの発生を極力抑えること。
 - (7) 必要に応じて工事エリア周辺の清掃を行うこと。
 - (8) 建設副産物
 - 1) 建設副産物、建設廃棄物は、現場で種類別に分類集積すること。
 - 2) 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）が発生するときは、再資源化施設へ搬出すること。
 - 3) 再生資源となるものについては、中間処理を経て再利用を図ること。
 - 4) 建設廃棄物については、関係法令に従い適切に処理すること。
 - (9) 施工にあたっては「福井県建設リサイクルガイドライン」に留意すること。
 - (10) 現 ワールドカフェ部分の工事着手可能時期は、別途発注している工事終了後（4月中旬予定）となる。現 国際・留学支援課部分は4月初旬より工事可能である。
 - (11) 現 ワールドカフェ部分は6月末までに引き渡すこと。
 - (12) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事ではない。
- 4 墜落制止用器具の着用について
労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
- 5 労災補償に必要な法定外の保険契約について
受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- 6 その他
 - (1) 設計書に記載されている数量等は、参考である。
 - (2) 問い合わせは、財務課 笠原（E-Mail j-kasahara@g.fpu.ac.jp）へ行うこと。
 - (3) 本工事は、入札時に工事費内訳書（細目別内訳までを含む。）の提出を求める工事である。提出がない場合、入札が無効（失格）となるので注意すること。